公益社団法人 上天草市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人上天草市シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を熊本県上天草市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と 連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等 の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者 の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する 高齢者のための就業の機会確保及び提供
 - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業 (雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は 労働者派遣事業を行うこと。

なお、都道府県知事から業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた 場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

- (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進 を図るために必要な事業
- (5) 前条の目的を達成するための調査研究・相談及び事業の企画運営
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、上天草市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会 員

(センターの構成員)

- 第5条 センターは、このセンターの事業に賛同する個人であって、次条の規 定によりセンターの会員となった者をもって構成する。
- 2 センターの会員は、次の2種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とす る。
- (1) 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいず れにも該当する者であって、理事長の承認を得た者
 - ア 上天草市に居住する原則として60歳以上の者
 - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務 に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きが いの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員は、センターに功労のあった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者

(正会員の資格の取得)

- 第6条 センターの正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより 理事長に申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により入会を承認(又は否認)したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費の負担)

第7条 正会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において 別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任 意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、当該 会員を除名することができる。
 - (1) センターの定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 上天草市に居住しなくなったとき及び退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 1年間以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 全ての会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他 の金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項及び招集 の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
- 2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。
- (1)総会の日時及び場所
- (2)総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)
- (3)総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書面(以下、「会員総会参考書類」という。)に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- 4 理事長は、総会の日の1週間前までに、会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとする ときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付 しなければならない。
- (1)会員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、会員の総数の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5)解散
- (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。 この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第19条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第21条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない会員は、第15条第5項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第19条の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 議長及び出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第23条 センターに次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、常務理事1名を置くことができる。ただし常務理事は、事務局長を兼ねることができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事を もって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 センターの職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、 その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長 に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を 分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - (3) 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

- (4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがある と認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当 な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の ものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時 までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事が職務を行ったときは、総会において別に定める費用弁償に関する規程によりその費用を弁償することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に おけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第31条 センターは、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、会員の総数の半数以上であって、会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 センターに理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。
 - (1) センターの業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任

(開催)

- 第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理 事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間 以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、 その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又 は監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は、理事が、前条第4号 後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した 書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知しなけ ればならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第42条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に 終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会で承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧 に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧 に供するものとする。
- (1) 監查報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第45条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における 公益目的取得財産残額を算定し、第44条第2項第4号の書類に記載するも のとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第48条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議 を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に 贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置)

- 第51条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、 別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 する方法により行う。

第11章 雜 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は福田良作、副理事長松田羌子、常務理事は青山 正とする。
- 3 センターの最初の理事は、次に掲げるものとする。 福田良作、松田羌子、青山正、藤川勝久、橋本秀雄、小西等、下村球巳、 本田明男、佐藤ユミ子、岡部達郎、楠元泰、水野君憲
- 4 センターの最初の監事は、次に掲げるものとする。 杉田良一、坂本幸治
- 5 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 6 社団法人上天草市シルバー人材センターの定款は、附則第5項に規定する 解散の登記の日に廃止する。

附則

この定款は、平成24年5月25日から施行する。 附則

この定款は、平成25年5月24日から施行する。 附則

この定款は、平成29年5月26日から施行する。 附則

この定款は、令和元年5月31日から施行する。 附則

この定款は、令和3年6月1日から施行する。